

## 災害で被災した大学院入学予定者に対する特別措置

災害で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

標記の災害に係る災害救助法適用地域に学費支弁者が在住する大学院入学予定者に対して、下記のとおり特別措置を行います。

|   |  |
|---|--|
| 学費支弁者が亡くなられた方<br>学費支弁者の居住する家屋<br>が全壊または流失された方 | 入学金の全額および半期授業料の全額を給付   |
| 学費支弁者の居住する家<br>屋が半壊された方                       | 入学金の全額および半期授業料の 75%を給付   |
| 学費支弁者の居住する家<br>屋が床上浸水された方                     | 入学金の全額および半期授業料の 50%を給付   |
| 必要書類  | 奨学生願<br>罹災証明書など<br>課税証明書   |
| 申請方法  | 特別措置を希望される場合は、「奨学生願」「罹災証明書など」「課税証明書」を教学センターへ提出してください。                                    |
| 出願期限  | 災害救助法適用後 12 か月以内<br>※災害救助法適用状況については、内閣府のウェブサイトをご覧ください。<br><a href="#">内閣府 災害救助法の適用状況</a> |

